

令和3年度

北見市税等の納期一覧

納期限 科目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	4月30日	5月31日	6月30日	8月2日	8月31日	9月30日	11月1日	11月30日	12月28日	1月31日	2月28日	3月31日
市道民税 (普通徴収)※2			1期		2期		3期		4期			
固定資産税 都市計画税	1期			2期		3期		4期				
軽自動車税		全期										
国民健康保険料 (普通徴収)※2												
後期高齢者医療保険料 (普通徴収)※2			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
介護保険料 (普通徴収)※2												
霊園維持料				全期								
道路占用料 河川敷地占用料	全期											
住宅使用料等												
保育料												
高齢者施設 利用者負担金	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教員住宅貸付料												
学校給食費		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	

※1 市税等の納期限は毎月末日です。納期限が休日または祝日に該当するときは、その翌日となります。

ただし、12月の納期限は令和3年12月28日となります

※2 市道民税・各保険料の特別徴収(年金引去り分)の納期は上記とは異なりますので、納税(付)通知書をご確認ください

市税等の納付について

全国のコンビニ等で納付が可能です

令和3年1月以降に発行された納付書より、全国のコンビニエンスストア等で市税等の納付が可能です。店舗の営業時間内であれば、**土日・祝日や夜間でも**納付することができます。今まで通り金融機関や市役所での納付も可能です。

納付の際は、納付書裏面に記載の注意事項及び納付できるコンビニエンスストアをご確認ください。

安心・確実な口座振替が便利です

口座振替なら納期のたびに納めに行く手間がはぶけ、納め忘れの心配がなくなります。

お手続きは簡単! 北見市内にある金融機関の本・支店、ゆうちょ銀行(郵便局)か北見市役所納税課、総合支所・支所・出張所の窓口で納税通知書・預貯金通帳・印鑑をご持参の上、お手続きください。お申し込みいただいた翌月末から口座振替となります。

税金は、納期限までに納付しなければなりません。納付が困難な場合は、下記までご連絡ください。担当者がご相談に応じます。

※ 納税のご相談・お問い合わせは **北見市役所納税課** ☎(0157) 25-1116